

第 6569 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 25日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 損金算入できる役員賞与

**Q** : 役員に対するボーナスも損金に算入できるものがあると聞きました。どんなものなのですか？

**A** : 支給時期と額を事前に定めて届け出たものの支給は損金に算入することができます。

### 【解説】

役員に対する臨時的な給与(役員賞与)は、原則として、経費性がないということから、損金に算入することが認められていません。

しかし、会社法や会計基準において、役員賞与も報酬の一部であるとしていることから、税務でも、その取扱いに準じ、一定の要件を満たす給与については、損金算入を認めることとしています。

一定の要件とは、次の要件をいいます。

- ① 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与であること
- ② 事前に納税地の所轄税務署長にその内容を届出していること

また、届出の期限は、次の日のうちいずれか早い日までとされており、届出をしなかった場合は、原則として、その給与は損金の額に算入されません。

- ① 役員給与の定めに関する決議をした株主総会等の日(その決議をした日が職務執行を開始する日後である場合はその開始する日)から1月を経過する日
- ② その会計期間開始の日から4月(確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けている法人はその指定に係る月数に3を加えた月数)を経過する日。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

